

マイナンバーカードの紛失について

令和4年11月8日(火)、四街道市窓口サービス課執務室内で保管していた交付前のマイナンバーカード1枚を紛失したことが判明いたしました。

このたびは、マイナンバーカードを紛失し、行政に対する信頼を損ねましたこと、市民の皆様にご心よりお詫び申し上げます。

今後は、マイナンバーカードのさらなる厳正な管理の徹底に努めてまいります。

■経緯

令和4年11月7日(月)、マイナンバーカードを申請した対象者の方がカードを受け取りに来庁されました。

保管場所を搜索したところ、対象者の方のカードが確認できなかったため、同日及び翌日8日(火)の両日、執務室内及び保管するすべてのマイナンバーカードを確認しましたが、対象者の方のカードが見当たらず、紛失していることが判明しました。

■原因

マイナンバーカードは、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から送付される小箱を鍵付きキャビネットに保管しています。

交付状況に応じて不要となった小箱を廃棄する過程で、確認が不十分であったため、誤って廃棄した可能性が高いものと考えられます。

■現在の状況

対象者の方には、令和4年11月10日(木)、ご本人に対して経緯の説明と謝罪をするとともに、マイナンバーカードの再発行の手続きを市が責任を持って進めることをお伝えし、令和4年11月12日(土)、再発行の手続きを開始しました。

紛失したマイナンバーカードについては、暗証番号の設定がなされていないこと、旧カードの廃止手続きを行ったことにより、使用はできません。

なお、保管するカードの未交付分と管理台帳の交付記録の全件調査を行い、同様の事例が発生していないか確認する作業を行っています。

■再発防止策

職員の個人情報保護に関する重要性の認識を一層深めるとともに、関連事務で生じる廃棄物に対しては、複数職員による最終確認を行うことを徹底します。

また、マイナンバーカードを出し入れする際には、枚数確認を都度行うことで、カードのチェック体制の強化と在庫管理を徹底し、再発防止に取り組めます。

お問い合わせ先
総務部 窓口サービス課
担当：古東、榎本
☎ 043-421-6108